

魚類エトキシキン(抗酸化剤)残留許容基準の猶予及び 関連規定改正のお知らせ（概要仮訳）

魚類エトキシキン残留許容基準猶予(2021.7~2022.6)終了後、
2022年7月から魚類に基準値(1.0mg/kg)以上検出された場合、
「出荷延期」措置の対象となることをお知らせします。

1. エトキシキン基準：魚類 1.0mg/kg 以下，甲殻類 0.2mg/kg 以下
2. 猶予期間(魚類のみ該当)：2021. 7. 1~2022. 6. 30 まで
3. 猶予対象品目：魚類のみ(甲殻類は残留許容基準を適用中)
4. 飼料の基準及び規格の改正(2021.6.24 より)：
エトキシキンの配合飼料への含有量は 300g/ton 以内（改正前と同様）。
*配合飼料へのエトキシキンの混合は禁止だが、0.002%以下のエトキシキンは人為的な混合ではないと見なされる。
5. 養殖生産物への給餌管理方法
 - ・安全な水産物を生産、供給するためにエトキシキンフリーの餌を使用することを推奨する。
 - ・少なくとも、市場へ出す 90 日前からはエトキシキンフリーの餌を使用しなければならない。